

福島県庁舎等維持管理業務（警備業務） における積算基準の仕様書等について

平成25年2月14日
施設管理課

1 警備業務の積算基準の仕様書等について

- 県が発注する庁舎等維持管理業務のうち警備業務に係る仕様書等について、透明性を確保し、警備業務の質の確保に資することを目的に定めることといたしました。

2 対象の範囲

- 庁舎等維持管理業務のうち、予定価格が100万円を超える警備業務（他業務と合わせて発注する場合も含む。）について適用となります。

3 適用時期

- 平成25年2月12日以降に入札公告を行うものから適用となります。

4 注意事項

- 上記2及び3に該当するすべての警備業務が対象となるため、入札公告にその旨の明示はしていません。
- 応札に当たっては、所要の経費を漏れなく計上するなど適切な積算をした上で入札してください。

5 備考

- 仕様書等は、下記のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

【掲載ページ】

「福島県トップページ(アドレス <http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>)」→
(トップページの左側下部にある) 県からのお知らせ「入札」→
(入札情報のページの下部にある) 庁舎等維持管理業務「制度改正等のお知らせ (http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=11608)」